５建－１号

決　定　書

○○○○○○○○○○○○○○○
申立人（審査請求人）　　○○　○

○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○　○○○○○○○○
申立人代理人（審査請求人代理人）　○○○　○○　○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○
処分庁　　○○○○○○　○○○○○○○○○○○
　　○○○　○○　○○

上記申立人から令和○年○月○日付けで申立てのあった、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第６条の２第１項の規定に基づく建築確認処分に対する審査請求に係る執行停止申立て（以下「本件執行停止申立て」という。）について、処分庁に意見を求めた上、審査した結果、次のとおり決定する。

１　審査請求の件名

令和○年○月○日付けで提起された、申立人（審査請求人）による○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が行った、法第６条の２第１項の規定に基づく建築確認処分（令和○年○月○日付け第○○○○○○○号）に対する審査請求

２　主　　文

本件執行停止申立てを却下する。

３　理　　由

本件執行停止申立ては、その本案たる審査請求が、本日付け裁決により、不適法なものとして却下されたので、執行を停止する必要があるとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

令和５年８月 17 日

横浜市建築審査会
会長　大関　亮子